

新居浜市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年11月 6日

新居浜市農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」と言う）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事項として新たに位置付けられた。

新居浜市の農業は、工業都市として発展した経緯もあり、小規模兼業農家が大半を占めており、農業離れ、担い手不足、有害鳥獣被害等、農業経営は厳しい状況となっている。

そこで、農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農業を取り巻く状況に対応し「農地等の利用の最適化の推進」を一体的に進めるため、法第7条第1項の規定に基づき新居浜市農業委員会の指針を以下のように定める。

この指針は農業委員・推進委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 目標と方法

（1）遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,431.45 ha	80.82 ha	5.65 %
3年後の目標 (平成32年3月)	1,389.95 ha	53.82 ha	3.87 %

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果及び農地基本台帳調査で得た農地のあっせん希望データは、速やかにホームページに反映し、農地利用のデータ確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 長期間耕作を行っていない遊休農地への取り組み

- 利用状況調査後利用意向調査に自作または自ら貸付けを行うと回答しているものの長年にわたり遊休農地のままの農地について指導を行うとともに、非農地判定にともなう派生する恐れのある様々な問題と解決策につき研究を行う。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化について

担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	1,431.45 ha	80.97 ha	5.66 %
3年後の目標 (平成32年3月)	1,389.95 ha	85.17 ha	6.13 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成29年3月)	1,515 戸 (41 戸)	33 経営体	1 経営体	経営体	団体
3年後の目標 (平成32年3月)	1,515 戸 (41 戸)	36 経営体	2 経営体	経営体	団体

担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、新居浜市農業協同組合（以下「農協」という。）等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について情報収集を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 新規参入の促進について

新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成28年度実績）	1 人 （ 0.52 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年間の目標 （平成31年度末）	3 人 （ 0.9 ha）	2 法人 （ 1.4 ha）

新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県及び全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農

地の借入れ意向のある認定農業者並びに参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて説明会等を実施する。

② 新規就農相談会等への参加について

- 市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。